

# 香美市避難情報の判断・伝達マニュアル

令和5年9月

高知県香美市

# 目次

はじめに.....	1
1 避難情報の発令及び解除.....	3
1.1 避難情報の発令.....	3
1.2 避難情報の解除.....	4
1.3 避難情報に関する助言.....	5
2 発令対象区域.....	5
2.1 洪水に関する避難情報の発令対象区域.....	5
2.2 土砂災害に関する避難情報の発令対象区域.....	5
3 避難情報の発令基準.....	5
3.1 洪水に関する避難情報の発令基準.....	5
3.2 土砂災害に関する避難情報の発令基準.....	5
4 避難情報の解除基準.....	6
4.1 洪水に関する避難情報の解除基準.....	6
4.2 土砂災害に関する避難情報の解除基準.....	6
5 情報の伝達文例.....	6
7 土砂災害緊急情報とその取扱い.....	7
別表1 避難情報の発令対象区域.....	8
別表2 避難情報の発令基準.....	9
別表3 避難情報の解除基準.....	14
別表4 避難情報の伝達文例.....	15

## はじめに

このマニュアルが参考とする内閣府で策定されたガイドラインは、大災害の度に、その教訓等を踏まえて改定されており、当市が避難情報の判断及び伝達を本マニュアルによって運用するに際しては、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）が制定されて以降、今日に至るまでの、ガイドラインの改定の経過を理解しておくことは重要である。

避難情報は、災害対策基本法の定めに基づき、日本各地で発生する災害時に居住者、滞在者その他の者の適切な避難を促すために市町村長により発令されてきた。

内閣府では、平成16年の一連の水害・土砂災害等を教訓として、平成17年にガイドラインを策定され、その名称を「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」とされた。

平成26年には、土砂災害警戒情報等の新たな制度や、東日本大震災をはじめとする災害の教訓等を踏まえ、平成27年には、前年に広島市で発生した多数の死者を出す甚大な土砂災害の教訓等を踏まえ、改定が行われた。また、平成29年には、平成27年9月の関東・東北豪雨災害や平成28年台風第10号による高齢者施設の被災等を踏まえ、改定が行われ、この際、名称は「避難勧告等に関するガイドライン」と変更された。

平成30年7月豪雨では、「大雨特別警報」が11府県に発表される記録的な大雨により、岡山県・広島県・愛媛県を中心に河川の氾濫、土砂災害等が多数発生し、死者・行方不明者が200名を超え、昭和58年8月豪雨以来死者数が初めて100名を超える大惨事となった。この未曾有の豪雨災害の教訓等を踏まえ、平成31年3月には、居住者、滞在者その他の者が災害時にとるべき避難行動が直感的にわかるように避難情報等を5段階の警戒レベルに整理し、わかりやすく情報提供できるように、改定が行われた。

令和元年台風第19号（令和元年東日本台風）では、1都12県309市区町村に「大雨特別警報」が発表され、同時多発的かつ広範囲に甚大な被害が発生したが、避難をしなかった、避難が遅れたことによる被災や、豪雨・浸水時の屋外移動中の被災、また高齢者等の被災が多く、いまだ住民の「自らの命は自らが守る」意識が十分であるとは言えず、また、警戒レベルの運用により避難情報等は分かりやすくなったという意見がある一方で、避難勧告で避難しない人が多い中で、「警戒レベル4」の中に「避難勧告」と「避難指示（緊急）」の両方が位置づけられわかりにくいとの課題も顕在化した。このことから、令和3年に災害対策基本法が改正され、「警戒レベル4」の「避難勧告」と「避難指示」については「避難指示」に一本化され、これまでの「避難勧告」のタイミングで「避難指示」を発令することとともに、「警戒レベル5」を「緊急安全確保」とし、災害が発生・

切迫し指定緊急避難場所等への「立退き避難」がかえって危険であると考えられる場合に直ちに安全確保を促すことができることとするなど、避難情報が改善された。この法改正を踏まえ、ガイドラインの名称は見直され、「避難情報に関するガイドライン」として改定された。

当市では、「香美市避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を平成26年10月に策定、平成29年7月に改定し、避難情報の判断及び伝達をしてきたが、平成31年3月のガイドラインの改定（5段階の警戒レベルでの運用）には対応しておらず、高度又は臨機応変に運用できる状態ではなかったことから、災害対策基本法の令和3年5月改正までの経過を踏まえ、抜本的に見直し、令和3年6月に改定するとともに、名称を「香美市避難情報の判断・伝達マニュアル」と改めた。

その後、このマニュアルは、令和3年12月、令和4年2月及び3月には、軽微な見直しによる改定を行い、令和4年6月には、令和4年6月30日からのキキクル（危険度分布）の「黒」の新設、及び「うす紫」と「濃い紫」の統合による運用開始に伴い、避難情報の発令基準を見直し、改定を行った。

このマニュアルが警戒レベルでの運用に対応した以降、当市の避難情報の判断及び伝達に関する業務は大幅に改善が図られたが、発令対象区域を区域図の存在しない行政区で設定しているため、当該区域の範囲が不明確であるという問題を抱えていた。このことから、令和5年9月の改定においては、令和元年以降の避難情報の発令状況を踏まえて発令対象区域の在り方から再考するとともに、発令対象区域図の作図を行った。

(注) このマニュアルは、内閣府が公表された「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月 内閣府（防災担当））、「避難情報に関するガイドライン（別冊資料）」及び「新たな避難情報等について～「避難情報に関するガイドライン」の説明資料～」（内閣府（防災担当））に記載されている内容を引用し、できる限り理解しやすいように構成した。

# 1 避難情報の発令及び解除

## 1.1 避難情報の発令

市長は、その時の状況に応じた居住者等がとるべき行動を促すために、「警戒レベル3 高齢者等避難」、「警戒レベル4 避難指示」又は「警戒レベル5 緊急安全確保」を発令する。

### ■ 避難情報等の一覧表

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保※1
~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難！> ~~~~~			
4	災害の おそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示（注）
3	災害の おそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※2	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報 （気象庁）
1	今後気象状況悪化 のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 （気象庁）

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない  
 ※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである  
 （注） 避難指示は、令和3年の災対法改正以前の避難勧告のタイミングで発令する

《出典》 「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月 内閣府（防災担当））

発令する際には、次に掲げる事項に留意する。

避難情報の発令の際に留意すべき事項
○ いざというときに躊躇なく避難情報を発令できるように避難情報の発令基準及び発令対象区域をあらかじめ設定し、これを参考に発令を検討すること。
○ いわゆる「空振り」の事態をおそれずに避難情報を発令できるようにすること。
○ 「警戒レベル3 高齢者等避難」及び「警戒レベル4 避難指示」の発令後に高齢者等や居住者等が災害発生前に指定緊急避難場所等へ立退き避難することができるよう、立退き避難する人のリードタイムを踏まえたタイミングで避難情報を発令すること。
○ 事態が急変し、災害が切迫した場合には、必ずしも「警戒レベル3 高齢者等避難」、「警戒レベル4 避難指示」、「警戒レベル5 緊急安全確保」の順に発令する必要はなく、段階を踏まずに状況に応じて適切な発令をすべきであること。
○ 過度に高頻度な避難情報の発令は、情報の信頼性につながることも懸念されること。
○ たとえ指定緊急避難場所が未開放であったとしても、また、夜間・未明であったとしても、適切なタイミングで避難情報を発令すべきであること。
○ 想定していない事態が発生した場合であっても、居住者等の身の安全の確保を最優先に考えた最善の判断提供を行うよう努める

べきであること。

- 自然現象を対象とするため、あらかじめ定めた発令基準及び発令対象区域に捉われることなく、早めに避難勧告を発令するなど臨機応変な対応が求められること。

※ 例えば、前線や台風等による大雨や暴風により避難行動が困難になるおそれが見られる場合や、浸水や崖崩れ等に伴い避難経路となる道路が通行止めになるおそれが見られる場合等には、発令対象区域の社会経済活動等の特徴も踏まえつつ、早めの判断を行う必要がある。特に、夜間や暴風時の立退き避難は危険を伴うため、夜間に災害の状況が悪化する見込みがある場合はまだ日が明るいうちから避難勧告を発令したり、暴風が吹き始める前に立退き避難を完了するように暴風警報が発表され次第避難勧告を発令する等、居住者等が安全に立退き避難をできるように早めに避難勧告を発令することが重要である。

- 防災気象警報等の様々な予測警報や現地の警報等を有効に活用し、適時的確な避難勧告の発令について検討すること。
- 避難勧告を発令した後、他の発令基準や異なる種別の災害における発令基準に該当した場合でも、同一の発令対象区域に対しては、同じ警戒レベルの避難勧告を再度発令してはならないこと。

※ 例えば、災害切迫時に既に「警戒レベル5緊急安全確保」を発令済みである場合は、災害発生を確認した場合や、異なる災害種別の複数の災害が切迫した場合でも、直ちに身の安全を確保するよう既に求めているため、同一の居住者等に対し「警戒レベル5緊急安全確保」を再度発令することがないよう注意する必要がある。なお、このような場合には、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。

## 1.2 避難情報の解除

市長は、その時の状況に応じて、「警戒レベル3高齢者等避難」、「警戒レベル4避難指示」又は「警戒レベル5緊急安全確保」を解除する。

解除する際には、次に掲げる事項に留意する。

### 避難勧告の解除の際に留意すべき事項

- その時の状況に応じて、避難勧告を解除することができるように、あらかじめ設定した避難勧告の解除基準を参照して解除を検討すること。
- 避難の必要がなくなったときは、直ちに、多様な手段を活用し、避難している住民が十分に把握できる方法でその旨を公表・周知すること。  
※ 避難の必要がなくなったときは、災害対策基本法第60条第5項の定めにより、直ちに、その旨を公示し、都道府県知事に速やかにその旨を報告する必要がある。
- 避難勧告の解除の基本は、災害の切迫度が低下し、災害が発生するおそれなくなった場合には、いずれの避難勧告を発令していたとしても、段階的にその避難勧告を下げるのではなく、避難勧告を一度に完全に解除すること。
- 解除する際には、居住者等に対し、どの情報が継続して出ていて、どの情報が解除されたのか、あるいは全ての情報が解除され

たのか等を明確にして伝達すること。

○ 避難指示の解除の判断は容易ではないことから、避難指示を解除する際には、必要に応じて、今後の水位や土砂災害の見込み等について、国・都道府県に技術的な助言を求めた上で解除の判断をすること。

※ 例えば、災害が発生した後等において、立退き避難を継続的に求める必要があると認められる地域（例えば、引き続き土砂災害発生のおそれがあるため家屋に戻るべきではない等の地域）においては、「警戒レベル5緊急安全確保」の解除後、必要に応じ、警戒レベル4避難指示を発令すること等が考えられる。

### 1.3 避難情報に関する助言

市長は、避難情報の発令又は解除をしようとするときは、必要に応じて、国や県に対して、そのタイミング、今後の水位や降雨の見通し、災害発生のおそれ等について、助言を求める。

これらの者は、リアルタイムのデータを保有しており、地域における各種災害の専門的知見を有していることから、状況に応じて、河川堤防の状況や今後の水位や降雨の見通し、災害により危険が生じることが予想される区域、「警戒レベル4 避難指示」の発令のタイミング等について、助言を求めることは有効である。

また、これらの機関からは、市長からの求めの有無にかかわらず、必要に応じてその専門的知見から能動的な情報提供がなされる場合があるので、これも判断の参考にする必要がある。

## 2 発令対象区域

### 2.1 洪水に関する避難情報の発令対象区域

河川の氾濫やため池の決壊等が発生し、又は発生するおそれがある地域を洪水に関する避難情報の発令対象区域とし、別表1を参考とする。

### 2.2 土砂災害に関する避難情報の発令対象区域

土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある地域を土砂災害に関する避難情報の発令対象区域とし、別表1を参考とする。

## 3 避難情報の発令基準

### 3.1 洪水に関する避難情報の発令基準

河川の氾濫が発生し、又は発生するおそれがある場合に発令する洪水に関する避難情報の発令基準は、別表2のとおりとする。

### 3.2 土砂災害に関する避難情報の発令基準

土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に発令する土砂災害に関する避難情報の発

令基準は、別表2のとおりとする。

## 4 避難情報の解除基準

### 4.1 洪水に関する避難情報の解除基準

発令をした洪水に関する避難情報の解除は、河川の氾濫が発生するおそれなくなった段階を基本とし、その解除基準は、別表3のとおりとする。

### 4.2 土砂災害に関する避難情報の解除基準

発令をした土砂災害に関する避難情報の解除は、土砂災害が発生するおそれなくなった段階を基本とし、その解除基準は、別表3のとおりとする。

## 5 情報の伝達文例

避難情報の発令は、対象者がとるべき避難行動を理解できるよう、どのような災害が、どの地域に発生するおそれがあるのか、どのような避難行動をとるべきか等を具体的に伝える必要があることから、災害種別や災害の切迫度を踏まえた別表4に掲げる伝達文例を参考に伝達文を作成した上で、伝達を行う。

## 6 警戒区域の設定

市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、ロープや標示板等により当該区域を明示する。

避難指示の発令と警戒区域の設定との違いに留意する。

### ■ 避難指示の発令と警戒区域の設定の差異

	避難指示の発令	警戒区域の設定
根拠規定	災害対策基本法第60条	災害対策基本法第63条
目的	対人的ことらえ、避難指示を受ける者の保護を目的とする。	地域的事とらえ、立入制限、禁止、退去命令により、その地域の居住者等の保護を図る。
要件	災害が急迫している場合	災害がより急迫している場合
罰則	なし	罰金又は拘留

《出典》「逐条開設災害対策基本法」（防災行政研究会）※編集を加えた。



## 7 土砂災害緊急情報とその取扱い

大規模な土砂災害が急迫している状況において、適切に「警戒レベル4 避難指示」の判断を行えるように、特に高度な技術を要する土砂災害については国土交通省により、その他の土砂災害については県により緊急調査が行われる。その結果、重大な土砂災害の急迫した危険があると認めるとき、又は当該土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化したと認めるときは、市長に対して、被害の想定される区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）が通知される。

この通知があった場合には、この通知を基に、「警戒レベル4 避難指示」の発令及びその発令対象区域を検討する。

別表1 避難情報の発令対象区域

令和5年7月10日現在

発令対象区域			発令対象区域に含まれる地域	発令対象区域の該当性				
大区分	中区分	小区分 (地区名)		洪水等				土砂災害
				【洪水予報河川】 物部川(国管理)	【水位周知河川】 国分川(県管理)	その他河川等		
			物部川(国管理)	国分川(県管理)	物部川(県管理)	その他河川等		
香美市	土佐山田町	繁藤	駅前町、追廻し、上穴内、櫻谷、北滝本、河の川、繁藤、西又、向田				○	○
		新改	入野、上改田、新改、須江、曾我部川、東川、久次、平山		○		○	○
		佐岡	有谷、大後入、大平、佐竹、佐野、中後入、仁井田、西後入、本村			○	○	○
		片地	神母ノ木、小田島、影山、加茂、逆川、佐古敷、下ノ村、杉田、テウノパーク、間、林田、船谷、町田、宮ノ口、山田島	○		○	○	○
		大楠植	油石、植、内田、開拓、楠目、前行、大法寺、談西、談中、談東、中央、中村一、中村二、中村三、中村四、平田、伏原、予岳	○			○	○
		山田	旭町一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・五丁目、栄町、北組西、北本町上一丁目、北本町一丁目・二丁目・三丁目、黒土、泰山町一丁目・二丁目・三丁目、宝町一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・五丁目、中組、西本町一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・五丁目、東本町一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・五丁目、百石町一丁目・二丁目、古町一、古町二、前山、南組、宮前町				○	○
		明治	岩積、河原、小島、戸板島、中野、八王子、原西、原東	○			○	
	岩村	岩次、京田、神通寺、立石、松本	○			○		
	香北町	物部川北岸	有川、有瀬、五百蔵、猪野々、梅久保、大井平、大東、川ノ内、河野、白川上、白川下、清爪、谷相、永野、中谷、西峯、日ノ御子、古井、朴ノ木、横谷			○	○	○
		物部川南岸	大谷、小川、北岩改、久保川、佐敷、下野尻(新田の一部を含む。)、白石、太郎丸、永瀬、垂生野、根須、萩野、橋川野、美良布(泉町、上町、住宅、新田の一部、本田、本町)、南岩改、吉野、蕨野			○	○	○
	物部町	上垂生筋 (上垂生川・笹川流域)	大西、椿佐古、神池、黒代、久保影、久保上久保、久保高井、久保堂ノ岡、久保中内、久保沼井、久保安野尾、久保和久保、五王堂、笹上、笹下、立花、中上、平井、吹越、間々、雨池、安丸				○	○
		槇山筋 (舞川・則友川・物部川上流域)	市宇、浦山(舞川を含む。)、大槇(池田町・駅前町・大北組・久保組・栄町・下の地・大正町・中屋組・中ノ上組・仲町・仁井屋組・西大比・西町・日本町・東大比・東本町・日ノ出町・堀田・本町・南組・都町)、岡ノ内、小川、押谷、影仙頭、上岡、桑ノ川、小浜、庄谷相、拓、頓定、中谷川、中津尾、根木屋、別役、別府、山崎(影山崎・坂・塩・高尾・天王・西山崎・東山崎・日の地・水通・宮の前)				○	○

- 1 洪水等における避難情報の発令対象区域の選定においては、次のとおり取扱う。  
 (1) 【洪水予報河川】物部川(国管理)、【水位周知河川】国分川(県管理)及びその他河川等・物部川(県管理)については、洪水浸水想定区域及び家屋倒壊等氾濫想定区域への発令を基本とする。  
 (2) その他河川等・その他河川等については、洪水等が発生し、又は発生するおそれがある区域への発令を基本とする。  
 2 土砂災害における避難情報の発令対象区域の選定においては、土砂災害警戒区域等への発令を基本とする。





● 洪水に関する避難情報の発令基準（洪水予報河川・物部川）

警戒レベル3高齢者等避難	警戒レベル4避難指示	警戒レベル5緊急安全確保
<p>1 「洪水警報」（警戒レベル3相当情報[洪水]）その他降水短時間予報等の発表により、「警戒レベル3高齢者等避難」の発令が必要となるような、強い降雨が予想される場合【②】</p> <p>2 「警戒レベル3高齢者等避難」の発令が必要となるような、強い降雨を伴う前線や台風等が接近・通過することが予想される場合【③】</p> <p>3 深淵観測所の水位が「避難判断水位」（レベル3水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる場合【①】</p> <p>4 「氾濫警戒情報」（警戒レベル3相当情報[洪水]）が発表された場合【①】</p> <p>5 洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位超過相当（赤）」（警戒レベル3相当情報[洪水]）になった場合</p> <p>6 堤防・護岸等に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>（夜間・未明の発令の取扱い）</p> <p>7 夕刻時点において、夜間から明け方に【②】又は【③】に該当するような状況が想定される場合（夕刻時点で発令）</p>	<p>1 「暴風警報」の発表により、「警戒レベル4避難指示」の発令が必要となるような、強い降雨を伴う台風等が暴風を伴って接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないように、「暴風警報」発表後速やかに発令）【E】</p> <p>2 「警戒レベル4避難指示」の発令が必要となるような、強い降雨を伴う前線や台風等が接近・通過することが予想される場合【E】</p> <p>3 深淵観測所の水位が「氾濫危険水位」（レベル4水位）に到達した場合【④】</p> <p>4 深淵観測所の水位が「氾濫危険水位」（レベル4水位）に到達していないものの、急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合【④】</p> <p>5 「氾濫危険情報」（警戒レベル4相当情報[洪水]）が発表された場合【④】</p> <p>6 加茂観測所の水位が「氾濫開始相当水位（農地・道路等）」に到達することが予想される場合【④】</p> <p>7 洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位超過相当（紫）」（警戒レベル4相当情報[洪水]）になった場合【⑤】</p> <p>8 永瀬ダム管理事務所から、「異常洪水時防災操作開始可能性通知」（実施3時間前）があった場合【⑥】</p> <p>9 堤防・護岸等に異常な漏水・侵食等が発見された場合【⑦】</p> <p>（夜間・未明の発令の取扱い）</p> <p>10 夕刻時点において、【①】に該当し、かつ、その他降水短時間予報等の発表により、夜間から明け方に、上流区域において、さらに強い降雨が予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>11 夕刻時点において、【①】に該当し、かつ、夜間から明け方に【E】に該当するような状況が想定される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>12 夜間から明け方であっても、【④】、【⑤】、【⑥】又は【⑦】までに該当するような状況が想定される場合は、躊躇なく「警戒レベル4避難指示」を発令する。</p>	<p>（災害が切迫）</p> <p>1 洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[洪水]）になった場合</p> <p>2 加茂観測所の水位が「氾濫開始相当水位」に到達した場合</p> <p>3 洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」（警戒レベル5相当情報[洪水]）になった場合</p> <p>4 堤防・護岸等に異常な漏水・侵食等の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合（災害が発生）</p> <p>5 堤防・護岸等に決壊や越水・溢水が発生した場合（「氾濫発生情報」（警戒レベル5相当情報[洪水]）が発表された場合、水防団からの報告等により把握できた場合）</p>

10

【備考】 1 この表に定める発令基準は、「避難情報の発令基準一覧表」と整合するものである。なお、【 】内の記号番号は、「避難情報の発令基準一覧表」に記載する記号番号を示す。  
 2 深淵観測所の基準水位は、次のとおり。なお、「氾濫開始相当水位」は深淵観測所換算水位（各観測所の危険管理型水位計の水位は0.00m）であり、また、「計画高水位」は堤防が耐えられる最高水位である。

水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位	氾濫開始相当水位	
					加茂観測所	下ノ村観測所
2.80m	3.40m	(無堤部) 3.80m (有堤部) 4.10m	(無堤部) 4.25m (有堤部) 4.55m	5.21m	(農地・道路等) 4.20m (家屋等) 5.30m	5.90m

●洪水に関する避難情報の発令基準（水位周知河川・国分川）

警戒レベル3高齢者等避難	警戒レベル4避難指示	警戒レベル5緊急安全確保
<p>1 「洪水警報」（警戒レベル3相当情報[洪水]）その他降水短時間予報等の発表により、「警戒レベル3高齢者等避難」の発令が必要となるような、強い降雨が予想される場合【2】</p> <p>2 「警戒レベル3高齢者等避難」の発令が必要となるような、強い降雨を伴う前線や台風等が接近・通過することが予想される場合【3】</p> <p>3 三島観測所の水位が「避難判断水位」（レベル3水位）を観測し、洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[洪水]）になり、かつ、水位の上昇がさらに見込まれる場合【1】</p> <p>4 「氾濫警戒情報」（警戒レベル3相当情報[洪水]）が発表された場合【1】</p> <p>5 「警戒レベル3高齢者等避難」の発令が必要となるような、新改観測所の水位、上流区域の雨量が急激に上昇するおそれがある場合</p> <p>6 堤防・護岸等に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>(夜間・未明の発令の取扱い)</p> <p>7 夕刻時点において、夜間から明け方に【2】又は【3】に該当するような状況が想定される場合（夕刻時点で発令）</p>	<p>1 「暴風警報」の発表により、「警戒レベル4 避難指示」の発令が必要となるような、強い降雨を伴う台風等が暴風を伴って接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないように、「暴風警報」発表後速やかに発令）【E】</p> <p>2 「警戒レベル4 避難指示」の発令が必要となるような、強い降雨を伴う前線や台風等が接近・通過することが予想される場合【E】</p> <p>3 三島観測所の水位が「氾濫危険水位」（レベル4水位）に到達した場合【4】</p> <p>4 三島観測所の水位が「氾濫危険水位」（レベル4水位）に到達していないものの、洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）が「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[洪水]）になった場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合）【D】</p> <p>5 「氾濫危険情報」（警戒レベル4相当情報[洪水]）が発表された場合【4】</p> <p>6 「警戒レベル4 避難指示」の発令が必要となるような、新改観測所の水位、上流区域の雨量が急激に上昇するおそれがある場合</p> <p>7 堤防・護岸等に異常な漏水・侵食等が発見された場合【7】</p> <p>(夜間・未明の発令の取扱い)</p> <p>8 夕刻時点において、【1】に該当し、かつ、その他降水短時間予報等の発表により、夜間から明け方に、上流区域において、さらに強い降雨が予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>9 夕刻時点において、【1】に該当し、かつ、夜間から明け方に【E】に該当するような状況が想定される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>10 夜間から明け方であっても、【4】若しくは【7】又は【D】に該当するような状況が想定される場合は、躊躇なく「警戒レベル4 避難指示」を発令する。</p>	<p>(災害が切迫)</p> <p>1 洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[洪水]）になった場合</p> <p>2 堤防・護岸等に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 (災害が発生)</p> <p>3 堤防・護岸等に決壊や越水・溢水が発生した場合（「氾濫発生情報」（警戒レベル5相当情報[洪水]）が発表された場合、水防団からの報告等により把握できた場合）</p>

[備考] 1 この表に定める発令基準は、「避難情報の発令基準一覧表」と整合するものである。なお、【 】内の記号番号は、「避難情報の発令基準一覧表」に記載する記号番号を示す。  
2 三島観測所の基準水位は、次のとおり。

水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
2. 20m	2. 70m	2. 70m	3. 30m

●洪水に関する避難情報の発令基準（その他河川等）

警戒レベル3高齢者等避難	警戒レベル4避難指示	警戒レベル5緊急安全確保
<p>1 「洪水警報」（警戒レベル3相当情報[洪水]）その他降水短時間予報等の発表により、「警戒レベル3高齢者等避難」の発令が必要となるような、強い降雨が予想される場合【②】</p> <p>2 「警戒レベル3高齢者等避難」の発令が必要となるような、強い降雨を伴う前線や台風等が接近・通過することが予想される場合【③】</p> <p>3 洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[洪水]）になった場合（水位の上昇がさらに見込まれる場合）【①】</p> <p>4 堤防・護岸等に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>（夜間・未明の発令の取扱い）</p> <p>5 夕刻時点において、夜間から明け方に【②】又は【③】に該当するような状況が想定される場合（夕刻時点で発令）</p>	<p>1 「暴風警報」の発表により、「警戒レベル4避難指示」の発令が必要となるような、強い降雨を伴う台風等が暴風を伴って接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないように、「暴風警報」発表後速やかに発令）【E】</p> <p>2 「警戒レベル4避難指示」の発令が必要となるような、強い降雨を伴う前線や台風等が接近・通過することが予想される場合【E】</p> <p>3 洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）が「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[洪水]）になった場合（水位が急激に上昇するおそれがある場合）【D】</p> <p>4 堤防・護岸等に異常な漏水・侵食等が発見された場合【⑦】</p> <p>（物部川（永瀬ダム下流から神母ノ木・楠目まで））</p> <p>5 永瀬ダム管理事務所から、「異常洪水時防災操作開始可能性通知」（実施3時間前）があった場合【⑥】</p> <p>（夜間・未明の発令の取扱い）</p> <p>6 夕刻時点において、【①】に該当し、かつ、その他降水短時間予報等の発表により、夜間から明け方に、上流区域において、さらに強い降雨が予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>7 夕刻時点において、【①】に該当し、かつ、夜間から明け方に【E】に該当するような状況が想定される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>8 夜間から明け方であっても、【④】若しくは【⑦】又は【D】に該当するような状況が想定される場合は、躊躇なく「警戒レベル4避難指示」を発令する。</p>	<p>（災害が切迫）</p> <p>1 「大雨特別警報（浸水害）」（警戒レベル5相当情報[洪水]）が発表された場合</p> <p>2 大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル）が「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[洪水]）になった場合</p> <p>3 洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）が「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[洪水]）になった場合</p> <p>4 堤防・護岸等に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 （災害が発生）</p> <p>5 堤防・護岸等に決壊や越水・溢水が発生した場合</p>

[備考] 1 この表に定める発令基準は、「避難情報の発令基準一覧表」と整合するものである。なお、【 】内の記号番号は、「避難情報の発令基準一覧表」に記載する記号番号を示す。  
2 水位観測所は、次のとおり。

	土佐山田町	香北町	物部町
通常水位計	楠目（物部川）		安丸（上葎生川）、楮ヶ谷（物部川）
危機管理型水位計	土生上橋（土生川）、佐古田橋下流（佐古田川）、神母ノ木（神母ノ木川）	久保川橋下流（西川川）	

● 土砂災害に関する避難情報の発令基準

警戒レベル3高齢者等避難	警戒レベル4避難指示	警戒レベル5緊急安全確保
<p>1 「大雨警報（土砂災害）」（警戒レベル3相当情報 [土砂災害]）が発表された場合【A】</p> <p>2 大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合</p> <p>3 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合</p> <p>4 「警戒レベル3高齢者等避難」の発令が必要となるような、強い降雨を伴う前線や台風等が接近・通過することが予想される場合【③】</p> <p>（夜間・未明の発令の取扱い）</p> <p>5 夕刻時点において、夜間から明け方に【③】に該当するような状況が想定される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>6 夕刻時点において、「大雨注意報」（警戒レベル2）が発表され、当該注意報の中で、夜間から明け方に【A】に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合（夕刻時点で発令）</p>	<p>1 「土砂災害警戒情報」（警戒レベル4相当情報 [土砂災害]）が発表された場合【B】</p> <p>2 大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）が「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報 [土砂災害]）となった場合【D】</p> <p>3 「暴風警報」の発表により、「警戒レベル4避難指示」の発令が必要となるような、強い降雨を伴う台風等が暴風を伴って接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないように、「暴風警報」発表後速やかに発令）【E】</p> <p>4 「警戒レベル4避難指示」の発令が必要となるような、強い降雨を伴う前線や台風等が接近・通過することが予想される場合【E】</p> <p>5 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合【C】</p> <p>（夜間・未明の発令の取扱い）</p> <p>6 夕刻時点において、夜間から明け方に【E】に該当するような状況が想定される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>7 夜間から明け方であっても、【B】、【C】又は【D】に該当する場合は、躊躇なく「警戒レベル4避難指示」を発令する。</p>	<p>（災害が切迫）</p> <p>1 「大雨特別警報（土砂災害）」（警戒レベル5相当情報 [土砂災害]）が発表された場合</p> <p>2 大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）が「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報 [土砂災害]）となった場合</p> <p>（災害発生を確認）</p> <p>3 土砂災害の発生が確認された場合</p>

[備考] この表に定める発令基準は、「避難情報の発令基準一覧表」と整合するものである。なお、【 】内の記号番号は、「避難情報の発令基準一覧表」に記載する記号番号を示す。

別表3 避難情報の解除基準

洪水に関する避難情報	土砂災害に関する避難情報
1 堤防・護岸等の漏水・侵食等の発見後、現地の状況について、安全性が点検・確認された場合 2 堤防・護岸等の決壊、越水・溢水の発生後、浸水や家屋倒壊等の拡大が見込まれず、現地の状況について、安全性が点検・確認された場合 3 強い降雨を伴う前線や台風等の接近・通過後、洪水が発生するおそれがない場合 (洪水予報河川・物部川) 4 深淵観測所の水位が「氾濫危険水位」(レベル4水位)を下回り、その後において、水位の上昇も見込まれない場合(異常洪水時防災操作可能性通知があつている場合は、異常洪水時防災操作が開始されないこと、又は開始をした異常洪水時防災操作が終了されたことを必ず把握) (水位周知河川・国分川) 5 三島観測所の水位が「氾濫危険水位」(レベル4水位)を下回り、その後において、水位の上昇も見込まれない場合 (その他河川等) 6 堤防・護岸等の決壊、越水・溢水の発生のおそれがない場合(物部川(永瀬ダム下流から神母ノ木・楠目まで)にあつては、異常洪水時防災操作可能性通知があつている場合は、異常洪水時防災操作が開始されないこと、又は開始をした異常洪水時防災操作が終了されたことを必ず把握)	1 土砂災害の前兆現象の確認後、現地の状況について、安全性が点検・確認された場合 2 土砂災害の発生後、土砂災害の拡大が見込まれず、現地の状況について、安全性が点検・確認された場合 3 「土砂災害警戒情報」(警戒レベル4相当情報[土砂災害])及び「大雨警報(土砂災害)」(警戒レベル3相当情報[土砂災害])が解除された場合(大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂キキクル)を確認して解除) 4 強い降雨を伴う前線や台風等の接近・通過後、土砂災害が発生するおそれがない場合

[備考] 1 「警戒レベル3高齢者等避難」の発令後、「警戒レベル4避難指示」又は「警戒レベル5緊急安全確保」を発令するおそれがない場合は、この表に定める解除基準に関わらず「警戒レベル3高齢者等避難」を解除することができる。  
 2 深淵観測所の基準水位は、次のとおり。なお、「氾濫開始相当水位」は深淵観測所換算水位(各観測所の危険管理型水位計の水位は0.00m)であり、また、「計画高水位」は堤防が耐えられる最高水位である。

水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位	氾濫開始相当水位	
					加茂観測所	下ノ村観測所
2.80m	3.40m	(無堤部) 3.80m (有堤部) 4.10m	(無堤部) 4.25m (有堤部) 4.55m	5.21m	(農地・道路等) 4.20m (家屋等) 5.30m	5.90m

3 三島観測所の基準水位は、次のとおり。

水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
2.20m	2.70m	2.70m	3.30m

4 その他水位観測所は、次のとおり。

	土佐山田町	香北町	物部町
通常水位計	楠目(物部川)		安丸(上葎生川)、楮ヶ谷(物部川)
危機管理型水位計	土生上橋(土生川)、佐古田橋下流(佐古田川)、神母ノ木(神母ノ木川)	久保川橋下流(西川川)	



別表4 避難情報の伝達文例

警戒レベル3高齢者等避難（洪水）		
緊急速報メール	文例	文字数
1 通目	表題	警戒レベル3高齢者等避難を発令 15 高齢者等は危険な場所から避難 135
	本文	香美市から発令 (発令時刻) ●●月●●日●●時●●分 (対象地区) 【土佐山田】片地・大楠植・明治・岩村・新改 (理由) 物部川・国分川氾濫のおそれ  (行動要請/開設避難所/その他) 次の緊急速報メールにて配信
	表題	行動要請情報等 7 香美市から発令 192 ●●月●●日●●時●●分発令の緊急速報メール続報  (行動要請) 洪水浸水想定区域・家屋倒壊等氾濫想定区域など、危険な場所にいる高齢の方、身体の不自由な方、小さい子どもをおつれの方、避難に時間がかかる方、危険だと思う方などは、避難所や安全な親戚・知人宅等に、明るいうちに早めに避難してください。  (開設避難所/その他) 次の緊急速報メールにて配信
2 通目	表題	開設避難所情報等 8 香美市から発令 113 ●●月●●日●●時●●分発令の緊急速報メール続報  (開設避難所) 【土佐山田】中央公民館・片地区多目的集会所  (その他) 避難する際は、飲料水、食料、薬など必要な物を持参してください。
	本文	

警戒レベル4避難指示（洪水）		
緊急速報メール	文例	文字数
1 通目	表題	警戒レベル4避難指示を発令 13 危険な場所から全員避難 134
	本文	香美市から発令 (発令時刻) ●●月●●日●●時●●分 (対象地区) 【土佐山田】片地・大楠植・明治・岩村・新改 (理由) 物部川・国分川氾濫のおそれ高い  (行動要請/開設避難所/その他) 次の緊急速報メールにて配信
	表題	行動要請情報等 7 香美市から発令 200 ●●月●●日●●時●●分発令の緊急速報メール続報  (行動要請) 洪水浸水想定区域・家屋倒壊等氾濫想定区域など、危険な場所にいる方は、避難所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。ただし、立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で、少しでも浸水や倒壊等のおそれが低い場所に移動するなどしてください。  (開設避難所/その他) 次の緊急速報メールにて配信
2 通目	表題	開設避難所情報等 8 香美市から発令 113 ●●月●●日●●時●●分発令の緊急速報メール続報  (開設避難所) 【土佐山田】中央公民館・片地区多目的集会所  (その他) 避難する際は、飲料水、食料、薬など必要な物を持参してください。
	本文	

警戒レベル4避難指示（洪水・異常洪水時防災操作事前連絡）		
緊急速報メール	文例	文字数
1 通目	表題	警戒レベル4避難指示を発令 13 危険な場所から全員避難 178
	本文	香美市から発令 (発令時刻) ●●月●●日●●時●●分 (対象地区) 【土佐山田】佐岡・片地・大楠植・明治・岩村、【香北】物部川北岸・物部川南岸 (理由) 物部川氾濫のおそれ高い（永瀬ダムが異常洪水時防災操作（緊急放流）を開始するおそれあり）  (行動要請/開設避難所/その他) 次の緊急速報メールにて配信
	表題	行動要請情報等 7 香美市から発令 200 ●●月●●日●●時●●分発令の緊急速報メール続報  (行動要請) 洪水浸水想定区域・家屋倒壊等氾濫想定区域など、危険な場所にいる方は、避難所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。ただし、立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で、少しでも浸水や倒壊等のおそれが低い場所に移動するなどしてください。  (開設避難所/その他) 次の緊急速報メールにて配信
2 通目	表題	開設避難所情報等 8 香美市から発令 154 ●●月●●日●●時●●分発令の緊急速報メール続報  (開設避難所) 【土佐山田】中央公民館・片地区多目的集会所、【香北】基幹集落センター・永野コミュニティセンター、【物部】奥物部ふれあいプラザ  (その他) 避難する際は、飲料水、食料、薬など必要な物を持参してください。
	本文	

[備考] 表題は15文字以内、本文は200文字以内とすること。

防災行政無線放送

文例	
本文	大雨により物部川と国分川が増水し、氾濫するおそれがあるため、●●月●●日●●時●●分【土佐山田町】の片地・大楠植・明治・岩村・新改地区に【警戒レベル3高齢者等避難】を発令しました。  洪水浸水想定区域・家屋倒壊等氾濫想定区域など、危険な場所にいる高齢の方、身体の不自由な方、小さな子どもをおつれの方、避難に時間がかかる方などは、避難所や安全な親戚・知人宅など、安全な場所に、明るいうちに早めに避難してください。  また、気象情報等を注視し、危険だと思う場合は、迷わず避難してください。安全な場所にいる方は、不要不急の外出を控えてください。  開設している避難所は、【土佐山田町】の中央公民館・片地区多目的集会所です。  避難する際は、飲料水、食料、薬など必要な物を持参してください。

文例	
本文	大雨により物部川と国分川が増水しており、氾濫するおそれが高まったため、●●月●●日●●時●●分【土佐山田町】の片地・大楠植・明治・岩村・新改地区に【警戒レベル4避難指示】を発令しました。  洪水浸水想定区域・家屋倒壊等氾濫想定区域など、危険な場所にいる方は、避難所や安全な親戚・知人宅など、安全な場所に、今すぐ避難してください。ただし、立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で、少しでも浸水しにくい高い場所や倒壊等のおそれが低い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。  開設している避難所は、【土佐山田町】の中央公民館・片地区多目的集会所です。  避難する際は、飲料水、食料、薬など必要な物を持参してください。

文例	
本文	大雨による増水により、永瀬ダムが異常洪水時防災操作（緊急放流）を行う可能性が高まりました。異常洪水時防災操作（緊急放流）が行われると、永瀬ダム下流の物部川の水位がさらに上昇し、氾濫のおそれが高まるため、●●月●●日●●時●●分【土佐山田町】の佐岡・片地・大楠植・明治・岩村地区、【香北町】の物部川北岸・物部川南岸に【警戒レベル4避難指示】を発令しました。  洪水浸水想定区域・家屋倒壊等氾濫想定区域など、危険な場所にいる方は、避難所や安全な親戚・知人宅など、安全な場所に、今すぐ避難してください。ただし、立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で、少しでも浸水しにくい高い場所や倒壊等のおそれが低い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。  開設している避難所は、【土佐山田町】の中央公民館・片地区多目的集会所、【香北町】の基幹集落センター・永野コミュニティセンター、【物部町】の奥物部ふれあいプラザです。  避難する際は、飲料水、食料、薬など必要な物を持参してください。

緊急速報メール			警戒レベル5緊急安全確保（洪水・災害切迫）			警戒レベル5緊急安全確保（洪水・災害発生）			避難情報の引き下げ（洪水）		
	表題	文例	文字数		表題	文例	文字数		表題	文例	文字数
1 通目	表題	警戒レベル5緊急安全確保を発令 命の危険！直ちに安全確保！	15 148		表題	警戒レベル5緊急安全確保を発令 命の危険！直ちに安全確保！	15 128		表題	避難情報の引き下げ 危険な場所から全員避難 （警戒レベル5緊急安全確保を解除し、警戒レベル4避難指示を発令）	9 175
	本文	香美市から発令 （発令時刻）●●月●●日●●時●●分 （対象地区）【土佐山田】佐岡・片地・大楠植・明治・岩村・新改 （理由）物部川氾濫・国分川氾濫・ため池決壊等が発生している可能性が極めて高い  （行動要請）次の緊急速報メールにて配信			本文	香美市から発令 （発令時刻）●●月●●日●●時●●分 （対象地区）【土佐山田】佐岡・片地・大楠植・明治・岩村 （理由）物部川氾濫（●●付近で越水・溢水）  （行動要請）次の緊急速報メールにて配信			本文	香美市から発令 （発令時刻）●●月●●日●●時●●分 （対象地区）【土佐山田】片地・大楠植・明治・岩村 （理由）今後もしばらくは増水により物部川氾濫のおそれ高い  （行動要請／開設避難所／その他）次の緊急速報メールにて配信	
2 通目	表題	行動要請情報 香美市から発令 ●●月●●日●●時●●分発令の緊急速報メール続報	6 137		表題	行動要請情報 香美市から発令 ●●月●●日●●時●●分発令の緊急速報メール続報	6 145		表題	行動要請情報等 香美市から発令 ●●月●●日●●時●●分発令の緊急速報メール続報	7 188
	本文	（行動要請）避難所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で、少しでも浸水や倒壊等のおそれが低い場所に移動してください。命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。			本文	（行動要請）避難所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で、少しでも浸水しにくい高い場所や倒壊等のおそれが低い場所に移動してください。命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。			本文	（行動要請）避難所や安全な親戚・知人宅など、安全な場所に避難されている方は、引き続き、避難してください。また、洪水浸水想定区域・家屋倒壊等氾濫想定区域など、危険な場所にいる方は、避難所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。  （開設避難所／その他）次の緊急速報メールにて配信	
3 通目	表題				表題				表題	開設避難所情報等 香美市から発令 ●●月●●日●●時●●分発令の緊急速報メール続報	8 113
	本文				本文				本文	（開設避難所）【土佐山田】中央公民館・片地地区多目的集会所  （その他）避難する際は、飲料水、食料、薬など必要な物を持参してください。	

【備考】

防災行政無線放送

	文例	文例	文例
本文	物部川や国分川などの河川の氾濫や、ため池の決壊などが発生している可能性が極めて高いため、 ●●月●●日●●時●●分 【土佐山田町】の片地・大楠植・明治・岩村・新改地区に 【警戒レベル5緊急安全確保】を発令しました。  避難所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で、少しでも浸水しにくい高い場所や倒壊等のおそれが低い場所に移動してください。命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。また、洪水浸水想定区域・家屋倒壊等氾濫想定区域・ため池など、危険な場所には、絶対に近づかないでください。	物部川の水位が●●付近で堤防を越え、氾濫が発生したため、 ●●月●●日●●時●●分 【土佐山田町】の片地・大楠植・明治・岩村地区に 【警戒レベル5緊急安全確保】を発令しました。  避難所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で、少しでも浸水しにくい高い場所や倒壊等のおそれが低い場所に移動してください。命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。また、洪水浸水想定区域・家屋倒壊等氾濫想定区域・ため池など、危険な場所には、絶対に近づかないでください。	物部川氾濫の切迫度は低下しましたが、今後しばらくは短時間の大雨で増水し、氾濫のおそれが高いため、 ●●月●●日●●時●●分 【土佐山田町】の片地・大楠植・明治・岩村地区に発令した【警戒レベル5緊急安全確保】を解除し、 【警戒レベル4避難指示】を発令しました。  避難所や安全な親戚・知人宅など、安全な場所に避難されている方は、引き続き、避難してください。また、洪水浸水想定区域・家屋倒壊等氾濫想定区域など、危険な場所にいる方は、避難所や安全な親戚・知人宅など、安全な場所に、今すぐ避難してください。  開設している避難所は、【土佐山田町】の中央公民館・片地地区多目的集会所です。  避難する際は、飲料水、食料、薬など必要な物を持参してください。

避難情報の解除（洪水）		
緊急速報メール	文例	文字数
1 通目 表題	警戒レベル4 避難指示の解除	13
1 通目 本文	香美市から発令 （解除時刻）●●月●●日●●時●●分 （対象地区）【土佐山田】片地・大楠植・明治・岩村 （理由）物部川氾濫のおそれが低くなったため  （閉鎖避難所）【土佐山田】中央公民館・片地地区多目的集会所	116
2 通目 表題		
2 通目 本文		
3 通目 表題		
3 通目 本文		

[備考]

防災行政無線放送	
	文例
本文	物部川が氾濫するおそれが低くなったため、 ●●月●●日●●時●●分 【土佐山田町】の片地・大楠植・明治・岩村地区に発令した【警戒レベル4 避難指示】を解除しました。  また、【土佐山田町】の中央公民館・片地地区多目的集会所に開設していた避難所を閉鎖しました。

緊急速報メール

警戒レベル3高齢者等避難（土砂災害）

	文例	文字数
1 通目	表題 警戒レベル3高齢者等避難を発令 高齢者等は危険な場所から避難	15 152
	本文 香美市から発令 （発令時刻）●●月●●日●●時●●分 （対象地区）【土佐山田】 繁藤・新改・大楠植・佐岡・山田・片地・逆川、【香北】 全域、【物部】 全域 （理由）土砂災害発生のおそれ  （行動要請／開設避難所／その他） 次の緊急速報メールにて配信	
2 通目	表題 行動要請情報等 香美市から発令 ●●月●●日●●時●●分発令の緊急速報メール続報	7 180
	本文 （行動要請）土砂災害警戒区域など、危険な場所にいる高齢の方、身体の不自由な方、小さい子どもをおつれの方、避難に時間がかかる方、危険だと思ふ方などは、避難所や安全な親戚・知人宅等に、明るいうちに早めに避難してください。  （開設避難所／その他） 次の緊急速報メールにて配信	
3 通目	表題 開設避難所情報等 香美市から発令 ●●月●●日●●時●●分発令の緊急速報メール続報	8 162
	本文 （開設避難所）【土佐山田】 繁藤老人憩の家・中央公民館・片地区多目的集会所、【香北】 基幹集落センター・永野コミュニティセンター、【物部】 奥物部ふれあいプラザ  （その他）避難する際は、飲料水、食料、薬など必要な物を持参してください。	

【備考】 表題は15文字以内、本文は200文字以内とすること。

警戒レベル4避難指示（土砂災害）

	文例	文字数
1 通目	表題 警戒レベル4避難指示を発令 危険な場所から全員避難	13 158
	本文 香美市から発令 （発令時刻）●●月●●日●●時●●分 （対象地区）【土佐山田】 繁藤・新改・大楠植・佐岡、【香北】 物部川北岸、【物部】 上韭生筋（上韭生川・笹川流域） （理由）土砂災害発生のおそれ高い  （行動要請／開設避難所／その他） 次の緊急速報メールにて配信	
2 通目	表題 行動要請情報等 香美市から発令 ●●月●●日●●時●●分発令の緊急速報メール続報	7 188
	本文 （行動要請）土砂災害警戒区域など、危険な場所にいる方は、避難所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。ただし、立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、身の安全を確保してください。  （開設避難所／その他） 次の緊急速報メールにて配信	
3 通目	表題 開設避難所情報等 香美市から発令 ●●月●●日●●時●●分発令の緊急速報メール続報	8 162
	本文 （開設避難所）【土佐山田】 繁藤老人憩の家・中央公民館・片地区多目的集会所、【香北】 基幹集落センター・永野コミュニティセンター、【物部】 奥物部ふれあいプラザ  （その他）避難する際は、飲料水、食料、薬など必要な物を持参してください。	

警戒レベル5緊急安全確保（土砂災害・災害切迫）

	文例	文字数
1 通目	表題 警戒レベル5緊急安全確保を発令 命の危険！直ちに安全確保！	15 136
	本文 香美市から発令 （発令時刻）●●月●●日●●時●●分 （対象地区）【土佐山田】 繁藤 （理由）大雨特別警報（土砂災害）が発表され、土砂災害が発生している可能性が極めて高い  （行動要請） 次の緊急速報メールにて配信	
2 通目	表題 行動要請情報 香美市から発令 ●●月●●日●●時●●分発令の緊急速報メール続報	6 129
	本文 （行動要請）避難所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動してください。命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。	
3 通目	表題	
	本文	

防災行政無線放送

	文例
本文	大雨により土砂災害が発生するおそれがあるため、 ●●月●●日●●時●●分 【土佐山田町】の繁藤・新改・大楠植・佐岡・山田・片地・逆川地区、 【香北町】の全域、【物部町】の全域に 【警戒レベル3高齢者等避難】を発令しました。  土砂災害警戒区域など、危険な場所にいる高齢の方、身体の不自由な方、小さな子どもをおつれの方、避難に時間がかかる方などは、避難所や安全な親戚・知人宅など、安全な場所に、明るいうちに早めに避難してください。 また、気象情報等を注視し、危険だと思ふ場合は、迷わず避難してください。安全な場所にいる方は、不要不急の外出を控えてください。  開設している避難所は、【土佐山田町】の繁藤老人憩の家・中央公民館・片地区多目的集会所、【香北町】の基幹集落センター・永野コミュニティセンター、【物部町】の奥物部ふれあいプラザです。  避難する際は、飲料水、食料、薬など必要な物を持参してください。

	文例
本文	大雨により土砂災害が発生するおそれが高まったため、 ●●月●●日●●時●●分 【土佐山田町】の繁藤・新改・大楠植・佐岡地区、【香北町】の物部川北岸地区、【物部町】の上韭生筋地区（上韭生川・笹川流域）に 【警戒レベル4避難指示】を発令しました。  土砂災害警戒区域など、危険な場所にいる方は、避難所や安全な親戚・知人宅など、安全な場所に、今すぐ避難してください。ただし、立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、身の安全を確保してください。  開設している避難所は、【土佐山田町】の繁藤老人憩の家・中央公民館・片地区多目的集会所、【香北町】の基幹集落センター・永野コミュニティセンター、【物部町】の奥物部ふれあいプラザです。  避難する際は、飲料水、食料、薬など必要な物を持参してください。

	文例
本文	香美市に大雨特別警報（土砂災害）が発表されました。 すでに土砂災害が発生している可能性が極めて高いため、 ●●月●●日●●時●●分 【土佐山田町】の繁藤地区に 【警戒レベル5緊急安全確保】を発令しました。  避難所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動してください。命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。 また、土砂災害警戒区域など、危険な場所には、絶対に近づかないでください。

緊急速報メール		警戒レベル5 緊急安全確保（土砂災害・災害発生）	避難情報の引き下げ（土砂災害）	避難情報の解除（土砂災害）
1 通目	表題	警戒レベル5 緊急安全確保を発令 命の危険！直ちに安全確保！	避難情報の引き下げ 危険な場所から全員避難 （警戒レベル5 緊急安全確保を解除し、警戒レベル4 避難指示を発令）	警戒レベル4 避難指示の解除 香美市から発令 （解除時刻）●●月●●日●●時●●分 （対象地区）【土佐山田】繁藤 （理由）土砂災害発生のおそれが低くなったため
	本文	香美市から発令 （発令時刻）●●月●●日●●時●●分 （対象地区）【物部】横山筋（舞川・則友川・物部川上流域） （理由）物部町●●（●●付近）で土砂災害発生  （行動要請）次の緊急速報メールにて配信	香美市から発令 （発令時刻）●●月●●日●●時●●分 （対象地区）【土佐山田】逆川、【香北】物部川南岸 （理由）今後もしばらくは土砂災害のおそれ高い  （行動要請／開設避難所／その他）次の緊急速報メールにて配信	（閉鎖避難所）【土佐山田】繁藤老人憩の家
	2 通目	表題	行動要請情報 香美市から発令 ●●月●●日●●時●●分発令の緊急速報メール続報	行動要請情報 香美市から発令 ●●月●●日●●時●●分発令の緊急速報メール続報
3 通目	本文	（行動要請）避難所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動してください。命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。	（行動要請）避難所や安全な親戚・知人宅など、安全な場所に避難されている方は、引き続き、避難してください。また、土砂災害警戒区域など、危険な場所にいる方は、避難所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。  （開設避難所／その他）次の緊急速報メールにて配信	
	表題		開設避難所情報等 香美市から発令 ●●月●●日●●時●●分発令の緊急速報メール続報	
	本文		（開設避難所）【土佐山田】中央公民館・片地地区多目的集会所、【香北】基幹集落センター・永野コミュニティセンター、【物部】奥物部ふれあいプラザ  （その他）避難する際は、飲料水、食料、薬など必要な物を持参してください。	

【備考】

防災行政無線放送

防災行政無線放送		文例	文例	文例
本文	物部町●●の●●付近で土砂災害が発生したため、●●月●●日●●時●●分【物部町】の横山筋地区（舞川・則友川・物部川上流域）に【警戒レベル5 緊急安全確保】を発令しました。	土砂災害の切迫度は低下しましたが、今後しばらくは短時間の大雨で土砂災害が発生するおそれが高いため、●●月●●日●●時●●分【土佐山田町】の逆川地区、【香北町】の物部川南岸地区に発令した【警戒レベル5 緊急安全確保】を解除し、【警戒レベル4 避難指示】を発令しました。	土砂災害が発生するおそれが低くなったため、●●月●●日●●時●●分【土佐山田町】の繁藤地区に発令した【警戒レベル4 避難指示】を解除しました。	
	避難所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動してください。命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。また、土砂災害警戒区域など、危険な場所には、絶対に近づかないでください。	避難所や安全な親戚・知人宅など、安全な場所に避難されている方は、引き続き、避難してください。また、洪水浸水想定区域・家屋倒壊等氾濫想定区域など、危険な場所にいる方は、避難所や安全な親戚・知人宅など、安全な場所に、今すぐ避難してください。  開設している避難所は、【土佐山田町】の中央公民館・片地地区多目的集会所、【香北町】の基幹集落センター・永野コミュニティセンター、【物部町】の奥物部ふれあいプラザです。  避難する際は、飲料水、食料、薬など必要な物を持参してください。	また、【土佐山田町】の繁藤老人憩の家に開設していた避難所を閉鎖しました。	

緊急速報メール			警戒レベル3高齢者等避難（洪水・土砂災害）	
			文例	文字数
1 通目	表題	警戒レベル3高齢者等避難を発令 高齢者等は危険な場所から避難	15 134	
	本文	香美市から発令 （発令時刻）●●月●●日●●時●●分 （対象地区）【香美市】全域 （理由）台風第●号の影響により河川氾濫や土砂災害発生のおそれ  （行動要請／開設避難所／その他）次の緊急速報メールにて配信		
	表題	行動要請情報 香美市から発令 ●●月●●日●●時●●分発令の緊急速報メール続報	6 194	
2 通目	本文	（行動要請）大雨により洪水や土砂災害のおそれのある危険な場所にいる高齢の方、身体の不自由な方、小さい子どもをおつれの方、避難に時間がかかる方、危険だと思う方などは、避難所や安全な親戚・知人宅等に、明るく風が強くないうちに早めに避難してください。  （開設避難所／その他）次の緊急速報メールにて配信		
	表題	開設避難所情報等 香美市から発令 ●●月●●日●●時●●分発令の緊急速報メール続報	8 162	
3 通目	本文	（開設避難所）【土佐山田】繁藤老人憩の家・中央公民館・片地地区多目的集会所、【香北】基幹集落センター・永野コミュニティセンター、【物部】奥物部ふれあいプラザ  （その他）避難する際は、飲料水、食料、薬など必要な物を持参してください。		

【備考】 表題は15文字以内、本文は200文字以内とすること。

警戒レベル4避難指示（洪水・土砂災害）				
			文例	文字数
			警戒レベル4避難指示を発令 危険な場所から全員避難	13 133
			香美市から発令 （発令時刻）●●月●●日●●時●●分 （対象地区）【香美市】全域 （理由）台風第●号の影響により河川氾濫や土砂災害発生のおそれ高い  （行動要請／開設避難所／その他）次の緊急速報メールにて配信	
			行動要請情報 香美市から発令 ●●月●●日●●時●●分発令の緊急速報メール続報	6 191
			（行動要請）大雨により洪水や土砂災害のおそれのある危険な場所にいる方は、避難所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。ただし、立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で、少しでも安全な場所に移動し、身の安全を確保してください。  （開設避難所／その他）次の緊急速報メールにて配信	
			開設避難所情報等 香美市から発令 ●●月●●日●●時●●分発令の緊急速報メール続報	8 162
			（開設避難所）【土佐山田】繁藤老人憩の家・中央公民館・片地地区多目的集会所、【香北】基幹集落センター・永野コミュニティセンター、【物部】奥物部ふれあいプラザ  （その他）避難する際は、飲料水、食料、薬など必要な物を持参してください。	

避難情報の解除（洪水・土砂災害）				
			文例	文字数
			警戒レベル4避難指示の解除 香美市から発令 （解除時刻）●●月●●日●●時●●分 （対象地区）【香美市】全域 （理由）台風第●号の影響による河川氾濫や土砂災害発生のおそれが低くなったため  （閉鎖避難所）【土佐山田】繁藤老人憩の家・中央公民館・片地地区多目的集会所、【香北】基幹集落センター・永野コミュニティセンター、【物部】奥物部ふれあいプラザ	13 171

## 防災行政無線放送

		文例
本文		台風第●号の影響により、河川の氾濫や土砂災害が発生するおそれがあるため、 ●●月●●日●●時●●分 【香美市】全域に【警戒レベル3高齢者等避難】を発令しました。  洪水浸水想定区域・家屋倒壊等氾濫想定区域や土砂災害警戒区域など、危険な場所にいる高齢の方、身体の不自由な方、小さな子どもをおつれの方、避難に時間がかかる方などは、避難所や安全な親戚・知人宅など、安全な場所に、明るく風が強くないうちに早めに避難してください。また、気象情報等を注視し、危険だと思う場合は、迷わず避難してください。安全な場所にいる方は、不要不急の外出を控えてください。  開設している避難所は、【土佐山田町】の繁藤老人憩の家・中央公民館・片地地区多目的集会所、【香北町】の基幹集落センター・永野コミュニティセンター、【物部町】の奥物部ふれあいプラザです。  避難する際は、飲料水、食料、薬など必要な物を持参してください。

		文例
本文		台風第●号の影響により、河川の氾濫や土砂災害が発生するおそれが高まったため、 ●●月●●日●●時●●分 【香美市】全域に【警戒レベル4避難指示】を発令しました。  洪水浸水想定区域・家屋倒壊等氾濫想定区域や土砂災害警戒区域など、危険な場所にいる方は、避難所や安全な親戚・知人宅など、安全な場所に、今すぐ避難してください。ただし、立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で、少しでも浸水しにくい高い場所や倒壊等のおそれが低い場所、崖や沢から離れた場所に移動するなど、身の安全を確保してください。  開設している避難所は、【土佐山田町】の繁藤老人憩の家・中央公民館・片地地区多目的集会所、【香北町】の基幹集落センター・永野コミュニティセンター、【物部町】の奥物部ふれあいプラザです。  避難する際は、飲料水、食料、薬など必要な物を持参してください。

		文例
本文		台風第●号の影響による河川氾濫や土砂災害発生のおそれが低くなったため、 ●●月●●日●●時●●分 【香美市】全域に発令した【警戒レベル4避難指示】を解除しました。  また、【土佐山田町】の繁藤老人憩の家・中央公民館・片地地区多目的集会所、【香北町】の基幹集落センター・永野コミュニティセンター、【物部町】の奥物部ふれあいプラザに開設していた避難所を閉鎖しました。

緊急速報メール			熱中症対策・感染症対策の要請			道路交通情報の提供		
配信した避難情報の訂正			熱中症対策・感染症対策の要請			道路交通情報の提供		
表題	文例	文字数	その他情報	文字数	その他情報	文字数		
避難情報の訂正情報	9	5	5	5	5			
香美市から発令	121	118	139					
●●月●●日●●時●●分発令の緊急速報メール訂正		●●月●●日●●時●●分発令の緊急速報メール続報			●●月●●日●●時●●分発令の緊急速報メール続報			
配信した緊急速報メールの一部に誤りがありましたので、次のとおり訂正します。		(その他) 避難する際は、飲料水、食料、薬、熱中症対策グッズなど必要な物を持参してください。また、感染症の感染拡大防止のため、マスクの着用をお願いします。			(その他) 国道195号(平家の茶屋付近)、県道218号日ノ御子山田線(平家の茶屋対岸付近)が通行止めとなっており、土佐山田町と香北町の区間の往来が困難となっています。避難の際にはご注意ください。			
本文	(対象地区) (誤) 【香北】物部川北岸 (正) 【香北】物部川南岸							

防災行政無線放送			熱中症対策・感染症対策の要請			道路交通情報の提供		
防災行政無線放送			熱中症対策・感染症対策の要請			道路交通情報の提供		
表題	文例	文字数	その他情報	文字数	その他情報	文字数		
●●月●●日●●時●●分発令の防災行政無線放送の一部に誤りがありましたので、次のとおり訂正します。		5	5	5	5			
(対象地区)		118	139					
(誤) 【香北】物部川北岸		《略》			●●月●●日●●時●●分発令の緊急速報メール続報			
(正) 【香北】物部川南岸		避難する際は、飲料水、食料、薬、熱中症対策グッズなど必要な物を持参してください。また、感染症の感染拡大防止のため、マスクの着用をお願いします。			(その他) 国道195号(平家の茶屋付近)、県道218号日ノ御子山田線(平家の茶屋対岸付近)が通行止めとなっており、土佐山田町と香北町の区間の往来が困難となっています。避難の際にはご注意ください。			
本文								

香美市選挙情報判断・伝達マニュアル

---

平成26年10月 策定  
平成29年7月 改定  
令和3年6月 改定  
令和3年12月 改定  
令和4年2月 改定  
令和4年3月 改定  
令和4年6月 改定  
令和5年9月 改定

高知県香美市

---